



活動のポイント

- 1 活動の流れ
- 2 活動の概要
- 3 活動計画書の作成
- 4 活動項目の選択
- 5 活動計画書の変更
- 6 活動の外部発注

〈 活動のポイント 〉

1 活動の流れ

活動組織の設立

対象地域の設定と 構成員のとりまとめ

- ・ 集落単位や用水掛りごと等の、合意形成が可能なまとまりを設定
- ・ 資源向上支払交付金は、農業者とその他の地域住民、団体等で構成する

規約、事業計画書等の 案を作成

- ・ 規約、日当単価等の内規、事業計画書等の案を作成し、設立総会に諮る
- ・ 設立総会開催通知と資料を、構成員全員に配布

設立総会の開催

- ・ 他の会議と明確に時間を分けて開催
- ・ 構成員の過半数の出席が必須（委任状での出席は可、代議員制では不可）
- ・ 決定事項は構成員全員へ書面配布等で周知

事業計画書等の申請

- ・ 設立総会で議決した事業計画書等を市町村へ申請し、認定を受ける（申請期限：活動開始年度の6月30日）
- ・ 申請内容に変更があれば、変更認定申請又は届出

活動期間中

点検、機能診断

- ・ 毎年度、農用地や施設の状況を確認して、活動箇所や実施時期を検討
- ・ 点検結果、機能診断結果を記録（各活動の根拠資料）

年度活動計画の 策定

- ・ 点検結果、機能診断結果を基に1年間の活動計画を策定
- ・ 機能診断結果を基に、資源向上で補修等を行う箇所の中長期の補修計画を策定

総会

- ・ 前年度活動報告と決算報告、当年度の活動計画と予算案を諮る
- ・ 計画変更等は、必ず総会等において合意形成を図る
- ・ 決定事項は構成員全員に書面配布等で周知

活動の実施

- ・ 活動計画書に位置づけた活動を実施
- ・ 必須項目活動は必ず実施
- ・ 活動記録（作業日報、会議メモ等の資料含む）の作成・保管、領収書の整理を確実に実施

実績報告

- ・ 1年間の活動をとりまとめ、市町村へ報告（当該年度の活動が終わり次第、3月中に全ての支払いを済ませ、実施状況報告書、活動記録、金銭出納簿等の書類を提出）

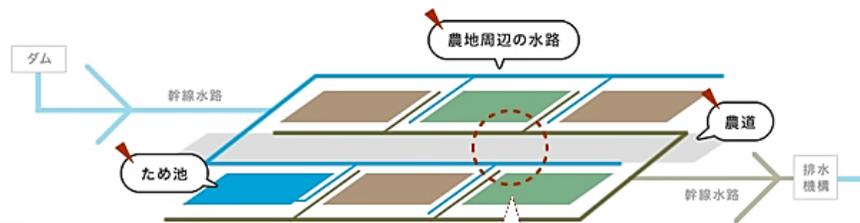
次の年度

交付金の交付申請

交付金の交付

2 活動の概要 ①

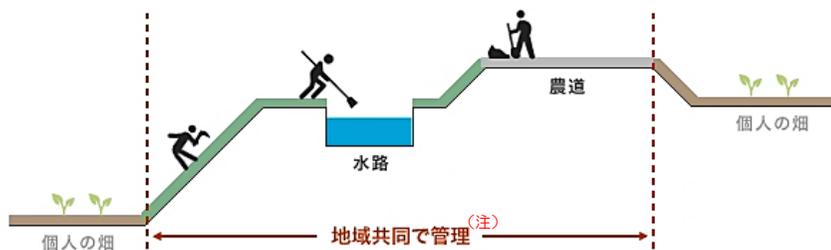
地域の共同活動による農地、農業用施設等の保安全管理への支援



地域資源の適切な保安全管理



多面的機能の維持・発揮



『多面的機能支払交付金』による支援

(注) 地域共同で管理する範囲は、
地域ごとに異なります

2 活動の概要 ②

※【活動の手引き p13~17】

概要		農地維持支払交付金	資源向上支払交付金	
			地域資源の質的向上を図る共同活動	施設の長寿命化のための活動
対象活動①		◆地域資源の 基礎的な保全活動 点検・計画策定、実践活動	◆施設の 軽微な補修 機能診断・計画策定、実践活動	計画に位置づけた、老朽化が進む施設の 長寿命化のための補修・更新活動
実践活動例※	農用地、鳥獣害防護柵	<ul style="list-style-type: none"> 農用地の草刈り ・害虫駆除 畦畔、法面の草刈り ・鳥獣害防護柵等の下草刈り、倒木撤去、破損箇所簡易補修 	<ul style="list-style-type: none"> 畦畔の形状回復 ・法面の侵食箇所補修 暗渠排水管の清掃 ・抑草ネット等の設置 鳥獣害防護柵の補修、設置 	<ul style="list-style-type: none"> 暗渠排水と排水口の補修、更新 給排水施設の補修、更新 鳥獣害防護柵の補修、更新
	水路	<ul style="list-style-type: none"> 水路、ポンプ場等の草刈り 水路、ポンプ吸水槽等の泥上げ ゲート等施設の保守管理 転落防止柵等の塗装等 	<ul style="list-style-type: none"> 側壁のはらみ修正、裏込め材の充填 目地詰め ・破損箇所の補修 抑草ネット等の設置 ・パイプライン破損施設の補修 ・転落防止柵等の補修 	<ul style="list-style-type: none"> 側壁の嵩上げ ・既設水路の再布設 素掘りからコンクリート水路への更新 付帯施設、ゲート、ポンプの補修、更新 転落防止柵等の更新、設置 ・甲蓋の設置
	農道	<ul style="list-style-type: none"> 路肩、法面の草刈り ・側溝の泥上げ 路面の維持（砂利の補充） 	<ul style="list-style-type: none"> 路肩、法面の侵食箇所補修 ・側溝の目地詰め 抑草ネット等の設置 ・路面の窪み補修 	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の打換え ・側溝の布設替え 未舗装農道の舗装 ・側溝蓋の設置
	ため池	<ul style="list-style-type: none"> ため池と周辺部の草刈り、泥上げ 付帯施設の清掃 ・ゲート類の保守管理 管理道路の管理 ・転落防止柵等の塗装等 	<ul style="list-style-type: none"> 堤体侵食箇所補修 ・遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め ・破損施設の補修 ・抑草ネット等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 洗掘、漏水箇所の補修 ・浚渫 付帯施設の更新 転落防止柵等の更新、設置
対象活動②		◆地域資源の適切な保安全管理のための推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ◆農村環境保全活動 ◆多面的機能の増進を図る活動 	
対象組織		<ul style="list-style-type: none"> ◆農業者のみで構成される活動組織又は広域活動組織 ◆農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織 	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織 <p style="color: red;">注意!! 「農業者のみ」ではNG</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業者のみで構成される活動組織又は広域活動組織 ◆農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織又は広域活動組織

3 活動計画書の作成 ①

- ◆ 活動組織は、活動を開始する年度の6月30日までに、申請書、事業計画書及び活動計画書を市町村に提出し、認定を受ける
(認定されれば、認定年度の4月1日以降に実施した活動は交付金の対象となる)
- ◆ 活動期間中に、活動計画書の内容を変更する場合は、変更の手続きを行う【活動の手引き p8】
- ◆ 活動計画書で、いつ、どこで、だれが、何を行うかを位置づけ、活動に取り組む
↳ 多面的機能支払交付金実施要領 様式第1-3号及び別紙1
『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書』

I.地区の概要

1.活動期間

- ・原則5年間
- ・計画を変更する場合、活動別に変更年度を記載
- ・活動期間中に、活動を追加、中止又は廃止できる

I. 地区の概要

※ 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和6年度	令和10年度	5年		活動内容を変更した年度
資源向上支払 (共同)	令和6年度	令和10年度	5年	令和7年度	
資源向上支払 (長寿命化)	令和7年度	令和10年度	4年		
中山間地域等 直接支払					
環境保全型農業 直接支払					

資源向上支払(長寿命化)を追加する場合
→ 終了年度は変更前に合わせる

3 活動計画書の作成 ②

2.実施区域内の農用地、施設

◆農用地

ここに記載するのは「認定農用地面積」

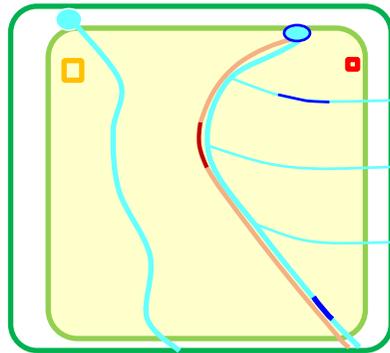
・認定農用地

事業計画に位置づけて活動を実施する農用地※

・対象農用地（交付金算定対象農用地）

認定農用地のうち、交付金の算定対象とする農用地
基本的に青地（農業振興地域内農用地区域内農地）
県が必要と認めた場合は白地も対象にできる

イメージ図



凡 例	
■	認定農用地 ※
■	対象農用地
■	遊休農地
■	中山間との重複
—	水路
—	うち長寿命化対象
—	農道
—	うち長寿命化対象
●	ため池
●	うち長寿命化対象

※『対象農用地ではない認定農用地』は、白地でもOK

・遊休農地等を計画に位置づけることは可能だが、活動期間内に遊休農地を解消する
・解消した際は、実施状況報告に記載する

2. 実施区域内の農用地、施設									
認定農用地面積 又は認定農用地面積※1					計	うち遊休農地面積	年当たり交付金額上限		
	田	畑	草地	採草放牧地					
多面支払	2,200a	800a	a		3,000 a	2 a	2,294,500円		
中山間直払	a	a	a	a	a	a	円		
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜					
取組面積	環境直払※2					a	円		

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。
※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

計画書の変更の際は、比較のために、上段に変更前を（ ）書する

7ページ「5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積」

3 活動計画書の作成 ③

◆ 農業用施設 **注意!!国や自治体の管理施設は対象外**
 ここで記載するのは、**活動対象とする農業用施設**の
 水路延長、農道延長、ため池箇所数※
 (付帯施設は記載不要)

① 事業計画に位置づけて活動を実施する農業用施設

② ①のうち、資源向上(長寿命化)の実施対象施設

※その他の対象施設は記載欄を右側に追加して記載
 (例:パイプライン、鳥獣害防護柵の延長)

• 延長は、小数点以下第1位まで
 • 18ページ、資源向上(長寿命化)の延べ数量は小数点以下第2位なので、計上の際は**端数を切上**↑

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池	パイプライン	鳥獣害防護柵
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	3.8 km	2.5 km	2 箇所	2.5 km	2.0 km
	1.3 km	0.8 km	1 箇所	0.8 km	1.5 km

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図
 別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧
 別添2「構成員一覧」のとおり
 ※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
10 a

3. 実施区域位置図 ▶ 8 ページ

4. 組織構成員一覧 ▶ 9 ページ

5. 多面的機能支払と中山間地域等
 直接支払との重複面積
 【事業のポイント8ページ】

計画書の変更の際は、比較のために、上段に変更前を () 書する

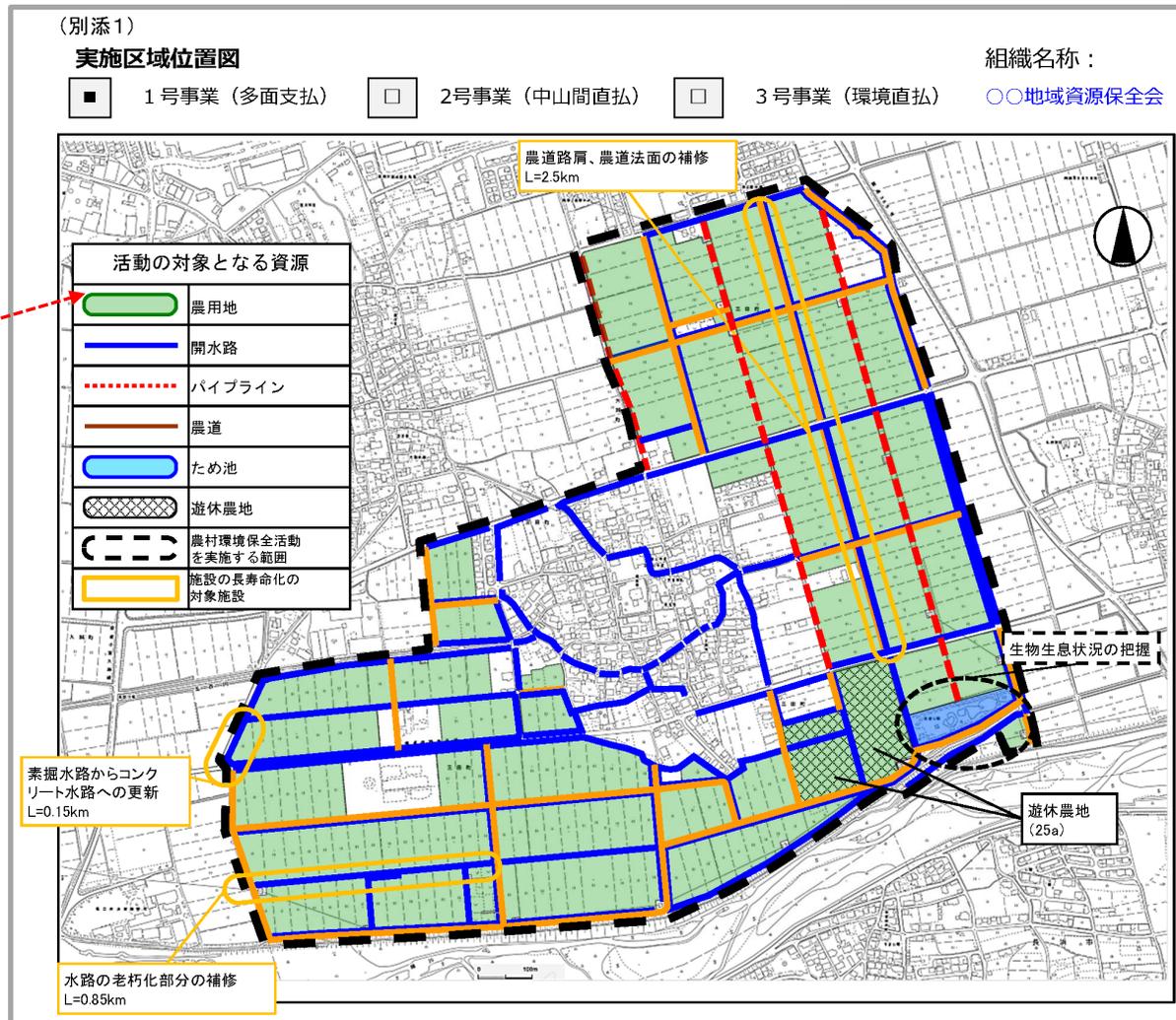
3 活動計画書の作成 ④

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付
(詳細な図示でなくてもよい)
- ・図面は複数枚でも可
- ・**対象農用地や対象施設を明示**
- ・「対象農用地ではない認定農用地」がある場合も対象農用地と分けて明示

- ◆ 凡例
図示内容に即した凡例を整理
- ◆ 遊休農地
凡例に従って遊休農地の範囲を図示し、面積を記載
- ◆ 農村環境保全活動を実施する範囲
 - ・事業計画作成時に、農村環境保全活動の実施範囲が定まっている場合は記載
 - ・活動範囲が判明しない場合は不要だが、定まり次第記載
- ◆ 長寿命化の対象施設
工事内容と延長を記載



3 活動計画書の作成 ⑤

4. 構成員一覧

別添2「構成員一覧」または「規約別紙」
(様式第1-2号「多面的機能発揮促進事業に関する計画」4による)

◆構成員

- ・設立総会の開催等により、活動組織への参加の了承を得る
- ・対象農用地の管理者(地権者又は耕作者)は、基本的に構成員となる
- ・分類番号リストに則り、**集落毎に全構成員(個人及び団体)を記載**(人数が多い場合、別紙に整理することも可)
- ・資源向上支払(共同)を受ける活動組織は、**農業者及びその他の者(地域住民、団体など)の参加が必須**

(規約別紙)

〇年〇月〇日

あいうえお活動組織構成員一覧

以下3.の構成員は、あいうえお活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1.、2.のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 次郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	〇〇自治会
会計	多面 三郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	

所属する集落や団体

活動組織の事務所所在地
(事務所が無い場合は、代表者住所)

活動組織における「役職名」

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択
★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) A集落

① 農業者の個人または団体(「農業者」は、活動計画書に付られている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。)

分類	氏名	住所	備考(団体名等)
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇県△△市〇町1-1-1	
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県△△市〇町1-1-2	
3. 営農組合	多面 三郎	〇〇県△△市〇町1-1-3	〇〇営農組合

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇県△△市〇町1-1-1	

(2) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	住所	備考(団体名等)
6. 自治会	多面 D子	〇〇県△△市〇町1-1-1	〇〇自治会長
7. 女性会	多面 D美	〇〇県△△市〇町1-1-2	女性会 副会長

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

住所は個人情報のため、地域が特定できる「字」程度までで可

団体名と団体における役職

「分類」欄は、
分類番号リスト
から選択

3 活動計画書の作成 ⑥

II. 1号事業（多面的機能支払）

1. 交付金額

区分、地目※1ごとの交付単価※2を、該当する対象農用地面積※3に乗じた金額の総額

※1 地目

登記簿上の地目ではなく、現況地目で判断

- 田：湛水のための畦畔、かんがい機能を有する土地
- 畑：田と草地を除く、樹園地を含む土地
- 草地：牧草専用地、採草放牧地

※2 交付単価【活動の手引き p 4】

- ・資源向上支払(共同)は、活動年数や取組状況により、交付単価・加算単価が変わる

※3 対象農用地面積

- ・面積の測定は、実施要領別記1-1のとおり
- ・地目ごとの面積（単位：a）を小数点以下切捨

◆農地維持支払

- ・交付単価は一律
- ・単価の経過措置あり

交付単価（円/10a）	
田	3,000
畑	2,000
草地	240

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

II. 1号事業（多面的機能支払）
 対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	2,000 a	3,000 円/10a	600,000円
畑	750a	2,000 円/10a	150,000円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	2,750a		750,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

計画書の変更の際は、比較のために、上段に変更前を（ ）書する

単価の経過措置

- ・農地維持支払のみが対象
- ・実施要綱別紙1第6の2(1)による

3 活動計画書の作成 ⑦

◆資源向上支払（共同）
取組状況により交付単価と加算単価の交付率が異なる

交付単価（円/10a）					
状況①	資源向上（共同）実施5年未満かつ 資源向上（長寿命化）実施なし 〔×1.00〕		資源向上（共同）5年以上実施 又は 資源向上（長寿命化）を実施 〔×0.75〕		
	「多面的機能の増進活動」あり 〔×6/6〕	「多面的機能の増進活動」無し 〔×5/6〕	「多面的機能の増進活動」あり 〔×6/6〕	「多面的機能の増進活動」無し 〔×5/6〕	
交付単価	田	2,400	2,000	1,800	1,480
	畑	1,440	1,200	1,080	880
	草地	240	200	160	120
加算単価※	田	400		300	
	畑	240		180	
	草地	40		30	

※加算単価（4. 加算措置）
 (1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
 (2) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援…加算は田のみ

計画書の変更の際は、比較のために、上段に変更前を（ ）書する

(2) 資源向上支払（共同）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	2,000a	(2,400) 1,800 円/10a	360,000円
畑	750a	(1,440) 1,080 円/10a	81,000円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	2,750a		441,000円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
 ②資源向上支払（共同）を5年以上実施、又は資源向上支払（長寿命化）に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する
 ①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
 ②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗す
 ①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗す

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
 適用条件の確認
 多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

項目	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
遊休農地の有効活用		
農耕地面防止対策及び環境改善活動の強化	○	○
地域住民による直営施工		
防災・風災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

↓ 活動を継続中の組織のみ記入

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	2,000a	300 円/10a	60,000円
畑	750a	180 円/10a	13,500円
草地	a	円/10a	円
合計	2,750a		73,500円

※資源向上支払（共同）の交付単価の算出条件に該当する場合は、加算措置の交付単価と同様に算出する。

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件
 ○活動を継続する活動組織又は広域活動組織
 本事業計画の活動項目数
 > 前年度又は変更前の活動項目数
 ○新規の活動組織又は広域活動組織
 本事業計画の活動項目数 2つ以上

活動開始5年以内でも、
資源向上（長寿命化）の
取組を始めると交付単価
が変わる

3 活動計画書の作成 ⑧

◆資源向上支払（長寿命化）

- ・長寿命化工事を直営施工（一部直営施工※1含む）で行うか否かにより単価が異なる

交付単価（円/10a）			
	広域組織	活動組織※2	
		直営施工※2 あり	直営施工 無し
田	4,400	4,400	3,640
畑	2,000	2,000	1,640
草地	400	400	320

※1直営施工は、「3.活動の計画」で定める

☆直営施工の実施方針について 全て直営施工 一部直営施工 直営施工は実施しない

「一部直営施工」は…

- ・工事を実施する年度において、必ず一つは「工事の一部」を直営で実施
- ・「工事の一部」とは、準備工等の作業も含む

※2活動組織の上限額：1集落あたり200万円

2.組織の広域化・体制強化の計画

計画がない場合、この項目の記載は不要

県との協議で対象農用地として認められた白地について、面積を記載（農地維持支払のみ）

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	2,000a	4,400 円/10a	880,000円
畑	750a	2,000 円/10a	150,000円
草地	a	円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	2,750a		1,030,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒ を満たさない場合は○

集落数×200万円 **2,000,000円**

2.組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

実施予定年度	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
	令和	年度	令和	年度
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に関与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数 **農業センサスの農業集落数**

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付会算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払（共同） 資源向上支払（長寿命化）

計画書の変更の際は、比較のために、上段に変更前を（ ）書する

3 活動計画書の作成 ⑨

3.活動の計画

いつ、何の活動をするかを定める

活動項目番号

- この番号に基づき、活動記録や実施状況報告書を作成
- 毎年度実施すべき活動項目（**必須**）の記載が活動記録にないと、活動要件を満たさない

(1) 農地維持支払【活動の手引き p 13】

◆点検・計画策定

点検実施時期と、点検結果に基づく「年度活動計画を策定する時期」を記載

◆研修

「事務・組織運営等に関する研修」、「機械の安全使用に関する研修」の実施時期を記載
(必ず活動期間(5年間)中に1回以上実施)

◆実践活動

- 点検結果に基づく各活動の実施時期を記載
- 計画書の「実施区域内の農用地、施設」に位置づけていない施設は、活動の対象外
- 対象施設がない場合、実施時期の欄は空欄
(「点検結果に応じて実施時期を決定」を削除)

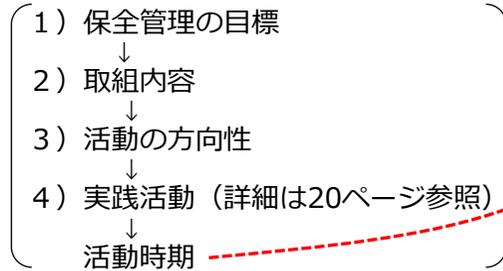
- ◆地域資源の適切な保全管理のための推進活動
《次頁参照》

3. 活動の計画		★実施する月に○を記入してください。											
(1) 農地維持支払		毎年度の実施時期											
活動区分	活動項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検 必須												○
	2 年度活動計画の策定 必須												○
研修	3 事務・組織運営等に関する研修 機械の安全使用に関する研修 活動期間中1回以上	和5年度に受講予定(活動期間内に各1回以上受講)											
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理 必須		○						○				
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り 必須		○						○				
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	7 水路の草刈り 必須		○						○				
	8 水路の泥上げ 必須		○						○				
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	10 農道の草刈り 必須		○						○				
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	13 ため池の草刈り 必須		○							○			
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動 必須	○											

3 活動計画書の作成 ⑩

◆地域資源の適切な保全管理のための推進活動

推進活動の策定と記載



推進活動の実施 (毎年度)

- ・ 策定した活動を地域ぐるみで実施 (調査結果、検討会等での意見は記録を残す)

『地域資源保全管理構想』の策定、提出

- ・ 活動期間中の推進活動内容を踏まえ、目指すべき保全管理の姿等の構想を策定
- ・ 活動期間中に必ず策定し、市町村へ提出
- ・ 策定されない場合、交付金額の全額を事業計画の認定年度に遡って返還
- ・ 農業経営基盤強化促進法に定める「地域計画」に本構想に準じた記載があれば策定不要

活動項目番号

- ・ この番号に基づき、活動記録や実施状況報告書を作成

地域資源の適切な保全管理のための推進活動 必須 ○	
地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。	
1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)	
<input type="checkbox"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理
<input type="radio"/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	<input type="checkbox"/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
<input type="checkbox"/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理	<input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="text"/>
2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。	
<input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="radio"/> ④共同利用施設の保全管理
<input type="radio"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/> ⑤その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	
3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。	
<input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="radio"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="radio"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/> ⑦その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> ④新たな保全管理の担い手の確保	
4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を17～23から1項目以上選んでください。	
<input type="checkbox"/> 17 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/> 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="radio"/> 18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/> 22 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="checkbox"/> 19 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/> 23 その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/> 20 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	

3 活動計画書の作成 ⑪

(2) 資源向上支払 (共同) 【活動の手引き p14~15】

1) - 1 施設の軽微な補修

◆機能診断・計画策定
機能診断実施時期と機能診断結果に基づく年度活動計画の策定時期を記載

◆研修
「機能診断・補修技術等に関する研修」の実施時期(年度)を記載
* 必ず活動期間 (5年間) 中に1回以上実施

◆実践活動
 ・機能診断結果に基づく実践活動の実施時期を記載
 ・計画書の「実施区域内の農用地、施設」に位置づけていない施設は活動の対象外
 ・対象施設がない場合、実施時期の欄は空欄(「機能診断結果に応じて実施時期を決定」を削除)

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
施設の軽微な補修	24 農用地の機能診断															○
	25 水路の機能診断															○
	26 農道の機能診断															○
	27 ため池の機能診断															○
	28 年度活動計画の策定															○
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和6年度に受講予定(活動期間内に各1回以上受講)														
	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														
	31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														
	32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														
	33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定														

活動項目番号

- ・この番号に基づき、活動記録や実施状況報告書を作成
- ・毎年度実施すべき活動項目(必須)の記載が活動記録にないと、活動要件を満たさない

3 活動計画書の作成 ⑫

1)- 2 農村環境保全活動

- ・ 選択したテーマに基づき、毎年度 1 つ以上の取組を必ず実施
- ・ 各テーマ及び活動項目内容は21～26ページ参照

◆ 計画策定

実施したい活動に即したテーマを選択して、その活動の年度活動計画を策定する時期を記載

◆ 実践活動

- ・ 選択したテーマの活動項目と、実践活動の実施時期を記載
- ・ 活動項目は、活動内容に即したものを選択
- ・ **事業の趣旨と異なる活動は対象外**

◆ 啓発・普及活動

- ・ 活動の実施時期を記載
- ・ 「啓発・普及活動」は、地域住民の参画促進を目的とした、地域内への情報発信（「60広報活動・農的人口の拡大」は地域外への情報発信）

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農村環境保全活動	34 生物多様性保全計画の策定												
	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○											
	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○											
	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定												
	38 資源循環計画の策定												
実践活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）						○						
	45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）			○	○	○	○						
この線より上に行を挿入してください。													
啓発・普及	51 啓発・普及活動	○											

活動項目番号

- ・ この番号に基づき、活動記録や実施状況報告書を作成
- ・ 毎年度実施すべき活動項目（**必須**）の記載が活動記録にないと、活動要件を満たさない

3 活動計画書の作成 ⑬

- 2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組）
- 活動項目内容は27～29ページ参照
 - 増進活動に取組む場合、選択した活動項目を毎年度必ず実施
 - 注意!! 計画して実施しない場合、交付金返還**
 - 増進活動に取組む場合、「60広報活動・農的関係人口の拡大」を毎年度必ず実施
- ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」又は「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては必須ではない

- ◆多面的機能の増進を図る活動
 - 選択した活動項目と、その活動の実施時期を記載
 - 活動項目は、活動内容に即したものを選択
 - 事業の趣旨と異なる活動は対象外**
 - 農村環境保全活動で、複数のテーマに取組む場合、そのうちの1つを増進活動とすることもできる（「56農村環境保全活動の幅広い展開」）
 - 「56」及び「59」については、選択する活動内容を別枠に記載
- ◆広報活動・農的関係人口の拡大
 - 活動の実施時期を記載
 - 「60広報活動・農的関係人口の拡大」は、多様な主体の参画促進を目的とした、地域外への情報発信
例：ホームページ等の掲載、植栽箇所の看板設置（「51啓発・普及活動」は地域内への情報発信）

活動項目番号

・この番号に基づき、活動記録や実施状況報告書を作成

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組） ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
図る増進の活動	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	○															
	56 農村環境保全活動の幅広い展開					○											
	60 広報活動・農的関係人口の拡大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

この線より上に行を挿入してください。

農村環境保全活動の一つを増進とする場合は、**農村環境保全活動と同じ実施時期**

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ 水質保全 高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

3 活動計画書の作成 ⑬

(3) 資源向上支払 (長寿命化) 【活動の手引き p17】

- ◆活動期間中に実施する予定の工事内容を記載
 - ・工事1件当たり税込200万円以上※1、2の場合、県への事前協議が必要
 - ・同一活動項目で工事箇所や数量の変更は「届出」**注意!! 申請、届出のない工事は交付金の対象外**

※1 工事1件の考え方

- ① 別の活動項目もしくは別路線なら別工事
- ② 同一路線の連続した区間は、5年間の活動期間中に実施した分をまとめて工事1件としてカウント

※2 1件当たり税込200万円以上の工事

- ・工事費が税込200万円以上だと、他の国庫補助事業での実施が可能のため、本交付金の対象は税込200万円未満の工事が基本
- ・工事費が税込200万円以上の場合、県の要綱基本方針に基づき、**緊急度を踏まえ、他の国庫補助事業での実施が困難な場合に限り**、計画の申請前に県と事前協議した上で実施

◆直営施工の実施方針を記載

- 交付金の単価が異なる
 - ・全て直営施工
 - ・一部直営施工 (12ページ参照)
 - ・直営施工は実施しない

延べ数量

- ・延長は、小数点以下第2位
- ・7ページ「実施区域内の農用地、施設」の農業用施設 (長寿命化の対象施設) の内数、記載の際は**端数切上**

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。
※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	年度計画				
施設区分	活動項目	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	●●水路の老朽化部分の目地補修	0.84 km		○	○		
水路	62 水路の更新等	●●水路の土水路箇所のコンクリート水路への更新	1.00 km				○	○
水路	115 集水樹、分水樹の更新	●●水路の分水樹の更新	1.00 箇所				○	
農道	64 農道の更新等	農道▲▲線の未舗装箇所のコンクリート舗装	0.75 km				○	
ため池	118 ため池の浚渫	■■池の浚渫	1.00 箇所					○
この線よ								

活動項目番号

- ・この番号に基づき、活動記録や実施状況報告書を作成

☆直営施工の実施方針について

- 全て直営施工
- 一部直営施工
- 直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。(別紙でも可。)(実施要領第1の2の(4)又は第2の2の(4)に基づく活動)

4 活動項目の選択 ①

- ◆ 活動計画書は、適切な活動項目を選択し、組織内で合意形成の上、申請（内容の変更は、変更の手続きが必要）
 - ↳ ・事業趣旨に則った活動
 - ↳ ・対外的に説明できる活動
 - ↳ 特に活動目的について、誤解を受けないように組織内への周知を徹底
- ◆ 基本的に、1活動1取組・・・1つの活動に対して、複数の取組としてカウントできない

事例紹介

(1) 林地、里山の保安全管理活動

本来は、

- ・事業趣旨と異なるため、林地や里山の保安全管理そのものを目的とした活動は対象外
ただし、目的によっては、次のいずれかの取組として実施可能
- ・農地維持支払「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」として、獣害防止柵周辺の林地等での支障木伐採や下草刈り
- ・農地維持支払「7 水路の草刈り」として、水路周辺の林地等での草刈り
- ・資源向上支払（共同）の農村環境保全活動「生態系保全」の「41その他（生態系保全）」として、「地域において保全する生物の生息環境を維持保全するため、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮した林地等の維持管理」
- ・資源向上支払（共同）の増進活動「53鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」として、鳥獣緩衝帯等の整備・保安全管理

(2) 公民館等農村コミュニティ施設の保安全管理活動

本来は、

- ・事業趣旨と異なるため、公民館等農村コミュニティ施設の保安全管理そのものを目的とした活動は対象外
ただし、目的によっては、次のいずれかの取組として実施可能
- ・農地維持支払「5 畦畔・法面・防風林の草刈り」として、病害虫発生による作物への影響を考慮した草刈り
- ・資源向上支払（共同）の農村環境保全活動「景観形成・生活環境保全」の「46施設等の定期的な巡回点検・清掃」として、農用地や農業用施設と一体として農村景観を構成し、一体として保安全管理を行うことが適切であると判断される場合は、その草刈り等

4 活動項目の選択 ②

【多面的機能支払交付金実施要領 別記1-2、県基本方針（要綱基本方針）】 ◇活動例

農地維持支払 — 地域資源の適切な保全活動のための推進活動

<p>17 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催 ◇地域農業の将来を検討するワークショップで基盤整備の構想</p>	<p>21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 ◇地域住民への、地域住民も利用する農道の保安全管理といった「地域の課題」についての意向調査アンケート</p>
<p>18 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 ◇組織内の農業者に対して今後の営農活動に関する意向調査 ◇数年以内にリタイアする意向の農業者の農地を図面に記し、組織内の担い手への農地集積についての話し合い</p>	<p>22 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 ◇有識者（市町村の農業委員会と土地改良区など）を交えた、地域の将来構想や農業の行く末についての検討会（有識者から、農地の貸し借り等の手続き等について助言）</p>
<p>19 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 ◇地区役員と協力して、不在村地主との連絡体制整備と体制の継続</p>	<p>23 その他（ ）※地域の実情に応じて、活動組織が具体的に設定 ◇地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携・協働 ◇周辺企業の、クリーンキャンペーン等の様々な活動での参加</p>
<p>20 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催 ◇地域住民と、地域課題の意見交換と活動組織の取組紹介 ◇活動組織の取組への理解と、出来る範囲での協力依頼 ◇非農業者も参加しての、ため池の環境や防災をテーマとしたワークショップ</p>	
<p>注意!! 活動を実施したら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施日時、内容を活動記録に記載 ② 調査結果は、総会等で構成員に周知 ③ 会議資料や議事録、調査結果等を保管（活動の根拠資料のほか、『地域資源保安全管理構想』策定時の基礎資料とする） 	

4 活動項目の選択 ③

【多面的機能支払交付金実施要領 別記1-2、県基本方針（要綱基本方針）より抜粋】

資源向上支払（共同） — 農村環境保全活動 ①	
(1) テーマ別の計画策定と実践活動・・・選択したテーマに基づき、毎年度、活動内容等の計画を作成し、1つ以上の活動項目を実施	
テーマ①	生態系保全
計画策定	<p>34 生物多様性保全計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画を策定
実践活動	<p>39 生物の生息状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 生き物調査（生息・生育する生物の分布調査による分布図作成、モニタリング調査とその記録管理） <p>40 外来種の駆除</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来種・害虫等駆除（地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除） <p>41 その他（生態系保全）</p> <p>【生物多様性保全に配慮した施設の適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出する多自然型水路等の、ゴミ除去等による適正な維持管理 魚類の生息環境改善のための魚道や段差解消等を行った水路等の、ゴミ除去等による適正な維持管理（新規設置含む） <p>【水田を活用した生息環境の提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休農地等をビオトープとし、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理 <p>【生物の生活史を考慮した適正管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保全する生物の生息環境の維持保全のため、当該生物の生活史に配慮した草刈りや泥上げ <p>【放流・植栽を通じた在来生物の育成】…在来種保護、希少種の放流</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物の放流・植栽 又は、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理 <p>【希少種の監視】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視

4 活動項目の選択 ④

資源向上支払（共同） — 農村環境保全活動 ②	
テーマ②	水質保全
計画策定	<p>35 水質保全計画、農地保全計画の策定 【水質保全計画の策定】 【農地の保全に係る計画の策定】 ・ 地域における水質保全又は農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定</p>
実践活動	<p>42 水質モニタリングの実施・記録管理 <i>※植栽の際は、有識者の指導・助言を受け、生態系への影響に留意</i> ・ 水質の動向把握のための水質モニタリング調査とその記録管理</p> <p>43 畑からの土砂流出対策 【排水路沿いの林地帯等の適正管理】 ・ 畑からの濁水等の流出抑制を目的とした、排水路沿いの林地帯等の下草刈り等による適正な維持管理（新規設置含む） 【沈砂池の適正管理】 ・ 土砂堆積機能、浮遊物流出防止目的の沈砂池や土砂溜桝の泥上げ、その施設の植栽による適正な管理（新規設置含む） 【土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理】 ・ 農用地の土壌流出抑制目的の、畦畔・木柵等含むグリーンベルト等の適正な維持管理（新規設置含む※）</p> <p>44 その他（水質保全） 【水質保全を考慮した施設の適正管理】…浄化のためのヨシ等の植栽や木炭等の接触材利用 ・ 排水路、ため池内に植栽したヨシ等の植物の、適正な時期の刈取・処分等による適正な維持管理（新規植栽含む※） 【水田からの排水（濁水）管理】 ・ ほ場内での濁水の滞留による浮遊物質の沈殿を目的とした、排水止水板の適正な維持管理 【循環かんがいの実施】 ・ 地域内外の水質保全を目的とした、地域内での循環かんがいの実施 【非かんがい期における通水】 ・ 水質改善や悪臭発生防止を目的とした、非かんがい期におけるゲート等の適正管理等による水路の通水 【管理作業の省力化による水資源の保全】 ・ 管理作業の省力化、水資源逼迫等の改善を目的とした、末端ゲート・バルブ又は給水栓・取水口の自動化等</p>

4 活動項目の選択 ⑤

資源向上支払（共同） — 農村環境保全活動 ③	
テーマ③	景観形成・生活環境保
計画策定	<p>36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における景観形成や生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定
実践活動	<p>45 植栽等の景観形成活動 <i>※植栽の際は、有識者の指導・助言を受け、生態系への影響に留意</i></p> <p>【景観形成のための施設への植栽等】…農用地、農業用施設への花の植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くする目的の、花壇・植生土のう設置及び景観植物の植栽※、ゴミの除去等による適正な維持管理 景観形成を目的とした、水路等の水生植物（花き等）植栽及び補植等による適正な維持管理 景観形成を目的とした、木材チップで農道歩道部分を覆う等の活動 <p>46 施設等の定期的な巡回点検・清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観保全及び生活環境保全を目的とした、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検 景観保全及び生活環境保全を目的とした、農用地、農業用施設周辺のゴミの定期的な除去…クリーン活動 畦畔法面の管理作業の省力化、病虫害の増加・景観の悪化等防止を目的とした、法面への小段（犬走り）の設置 <p>47 その他（景観形成・生活環境保全）</p> <p>【農業用水の地域用水としての利用・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用水の生活用水利用とともに適正な利用を目的とした、利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理 農業用水の防火用水利用とともに適正な利用を目的とした、防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等 <p>【伝統的施設や農法の保全・実施】…石垣法面の草刈り、補修</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観形成を目的とした、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等の適正な実施 <p>【農用地からの風塵の防止活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地から農用地周辺住宅等への風塵による影響を小さくする目的の、主として営農目的以外での、農用地への植栽※と適正な維持管理

4 活動項目の選択 ⑥

資源向上支払（共同） — 農村環境保全活動 ④	
テーマ④	水田貯留機能増進・地下水かん養
計画策定	<p>37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 【水田貯留機能増進に係る地域計画の策定】 【地下水かん養に係る地域計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田等を利用した水田貯留機能増進、地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定
実践活動	<p>48 水田の貯留機能向上活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨時の水田からの排水調節を目的とした、水田の落水口の排水調整板の設置等…田んぼダム※ 大雨時の水田での貯留効果向上を目的とした、畦畔の嵩上げ等（ただし前述の排水調節の活動を行う場合に限る） 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池等の空容量を活用した貯留機能の向上を目的とした、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働 <p>49 水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全 【水田の地下水かん養機能向上活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田の持つ地下水かん養機能発揮のための、かんがい・防除等の営農以外の目的での、水田への水張り又は、新たにポンプを設置し、計画に基づいた水田への湛水 水田の持つ地下水かん養機能の効果的な発揮を目的とした、収穫後の耕起 <p>【水源かん養林の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水かん養の便益を受ける地域による、上流域の地域と連携しての水源かん養林の保全活動 <p>※田んぼダム</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板（堰板）を設置する等（※）により、雨水貯留能力を人為的に高めることで、河川や水路の水位の急上昇を抑え、下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的とする取組 農村環境保全活動の「48 水田の貯留機能向上活動」、多面的機能の増進を図る活動の「55 防災・減災力の強化」のどちらで取り組んでいても加算措置を受けることができるが、これらの取組の一環で実施しているからではなく、水田の雨水貯留機能の強化の推進という観点から、まとまった区域での取組に対して加算される

4 活動項目の選択 ⑦

資源向上支払（共同） — 農村環境保全活動 ⑤	
テーマ⑤	資源循環
計画策定	38 資源循環計画の策定 地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定
実践活動	50 地域資源の活用・資源循環活動 【有機性物質のたい肥化】 <ul style="list-style-type: none">・資源循環の推進を目的とした、家庭からの生ゴミ等の収集とたい肥化・資源循環の推進を目的とした、農業集落排水施設から発生する汚泥の収集とたい肥化 【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】 <ul style="list-style-type: none">・地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵の、破損の際の早急な対応などの適正な維持管理 又は、新たに間伐材を利用した防護柵の設置と維持管理 【農業用水の反復利用】 <ul style="list-style-type: none">・農業用水の有効活用を目的とした、農業用水の反復利用、循環的な利用 又は、新たに排水の再利用が可能となるポンプの設置と計画的な通水 【小水力発電施設の適正管理】 <ul style="list-style-type: none">・地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的な発電を目的とした適正な維持管理 又は、新たに発電施設の設置と維持管理、小水力発電の導入に向けた実験活動

4 活動項目の選択 ⑧

資源向上支払（共同） — 農村環境保全活動 ⑥

(2) 啓発・普及・・・(1)で選択したテーマに基づき、毎年度、**地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動**を実施

51 啓発・普及活動 **必須**

【広報活動、啓発活動】

- 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深める目的の、**パンフレットや機関誌等の作成・頒布、看板設置**、インターネットのホームページの開設・更新等
- 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する活動
- 農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得る
- 保全する生物の種類の見直しや、水質保全計画・景観形成計画等の策定等を目的とした、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等

【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】

- 活動を契機とした農村環境保全活動への地域住民等の関心を高める目的の、地域住民等との交流活動
- 生物多様性保全、景観形成等の認識を高める目的の、地域の水路等の生息生物の観察会、地域の農村環境の再点検ウォーキング等
- 生物多様性保全への意識向上を目的とした、植物等の観察路や鳥の観察台の、定期的な適正な維持管理（新規設置含む）
- 農村環境保全活動の啓発等を目的とした、テーマ毎の**出前講座や体験の場の提供等による小中学校、高等学校、幼稚園等との連携**
- 市町村の田園環境整備マスタープラン策定（変更）時での、各テーマに関する情報提供等、地域活動等の位置付け等の連携強化
- **市町村等が作成する広報誌への、地域の生息生物・景観等の情報提供、活動実績等の投稿**

【地域内の規制等の取り決め】

- 農村環境保全活動を推進の目的とした、地域の合意の下での規制（ルール、約束事等）の取り決め
- 水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視

4 活動項目の選択 ⑨

【多面的機能支払交付金実施要領 別記1-2、県基本方針（要綱基本方針）より抜粋】 ◇活動例

資源向上支払（共同） — 多面的機能の増進を図る活動 ①	
次の52から59の活動項目を選択し、「60広報・農的関係人口の拡大」とともに毎年度実施	
<p>52 遊休農地の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇遊休農地を再生して、教育・交流の場として活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との協働農業活動 ・小学生や保護者等の栽培学習・体験学習 <p>注意!! 収穫物を販売した収益は、活動組織の会計に繰り入れ、多面的機能支払交付金に係る共同作業の実施に支出しなければなりません。 また、収益事業とみなされ、別途課税対象とされる可能性があります。</p>
<p>53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や鳥獣緩衝帯の整備・保全管理、農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇鳥獣被害防止のための農の設置 ◇農地周りの支障木等の伐採 ◇鳥獣緩衝帯の下草刈り
<p>54 地域住民による直営施工</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業者や地域住民が直接参加した資源向上（共同）活動のうち、施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇農業用水利施設の自力施工による補修 ◇環境保全活動の施設（ビオトープ、鳥の観察台等）の設置 <p>注意!! 資源向上（共同）活動に係る直営施工が対象です。 資源向上（長寿命化）に係る直営施工を、多面的機能の増進を図る活動の「地域住民による直営施工」の成果とすることはできません。</p>
<p>55 防災・減災力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇水田やため池の雨水貯留機能を活用した洪水対策（田んぼダム） ◇排水路の効率的な雨水排除に係る水門操作 ◇災害時の農用地、水路等の見回りのために、事前に見回り範囲、報告者及び報告先等を明文化（応急体制が整備されているかは、地域の事情に応じて市町村が判断） ◇復旧活動に必要な資材の事前購入や保管等

4 活動項目の選択 ⑩

※植栽の際は、有識者の指導・助言を受け、生態系への影響に留意

資源向上支払（共同） — 多面的機能の増進を図る活動 ②

56 農村環境保全活動の幅広い展開 「農村環境保全活動」の1テーマ追加 又は 「高度な保全活動」から選択
 ・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動

農村環境保全活動の1テーマ追加		(全部で2テーマ以上の実施)	
高度な保全活動	農業用水の保全	循環かんがいによる水質保全	<ul style="list-style-type: none"> 循環かんがいによる河川、湖沼等の水質改善のための、ポンプの分解点検清掃、循環池のゴミ・土砂の除去 定期的な水質調査による、周辺水域への負荷の軽減効果の確認
		浄化水路による水質保全	<ul style="list-style-type: none"> 農業用排水の水質改善のための、水路又はため池への水質浄化施設（木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等※）の設置による、浄化施設の適正な維持管理（施設の清掃、植物の刈取） 定期的な水質調査での水質確認
		地下水かん養	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水源としての地域の地下水のかん養を目的としたポンプ設置による、かんがい・防除等の営農目的以外での、計画に基づく水田への湛水
		持続的な水管理	<ul style="list-style-type: none"> 管理の粗放化による溢水、水資源の逼迫等の水管理の問題改善を目的とした、末端ゲート・バルブの自動化等 管理の粗放化による水資源の逼迫、閉鎖水域の水質悪化等の水環境問題の改善を目的とした、給水栓・取水口の自動化等
	農地の保全	土壌流出防止	<ul style="list-style-type: none"> 農地等の土壌流出防止目的の、農地周辺水路沿い等でのグリーンベルト等設置による適正な維持管理 農地等の砂塵飛散防止目的の、農地に隣接する防風林の設置と、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理
	地域環境の保全	生物多様性の回復	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象生物（魚類）やそれを捕食する猛禽類等の生息環境確保目的の、次の施設の設置と適正な維持管理 又は保全対象魚類等の生息状況についてのモニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> a. 対象魚類の遡上のための水田と排水路の間等での小規模魚道 b. 対象魚類の遡上のための水路での魚道 c. 水路、遊休農地等にワンド、ピオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等
		水環境の回復	<ul style="list-style-type: none"> 排水の再利用等によるかんがい用水の取水量の節減、地域の水環境の回復を目的とした、排水を再利用できるポンプ等の設置と、計画に基づく通水
持続的な畦畔管理		<ul style="list-style-type: none"> 管理の粗放化による病虫害増加、法面侵食、景観の悪化等の防止を目的としたカバープランツの設置※と適正な維持管理 管理の粗放化による病虫害増加、景観の悪化等の防止を目的とした、法面の小段（犬走り）設置 	
専門家の指導	専門家による技術的指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受けての対象活動の実施 又は指導内容やその反映状況の記録 	

4 活動項目の選択 ⑪

資源向上支払（共同） — 多面的機能の増進を図る活動 ③

<p>57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動 地域内外の法人、専門家、教育機関等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の障がい者支援施設と連携しての、支援施設利用者の保全活動等への参加 ◇遊休農地等を利用して、教育・交流の場として活用 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設利用者と地域住民との協働農業活動 ・小学生や福祉施設利用者による農業体験、生き物調査 <p>注意!! 打合せや活動参加に対して日当を支払う場合は、支払い対象者が、個人又は所属団体として構成員であること（名簿に記載があること）が基本です。</p>
<p>58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ◇伝統的な農業技術の体験（栽培体験、田植え体験、収穫体験等） ◇農業に由来する行事（どんど焼き、しめ縄づくり） <p>注意!! 飲食に係る支出は対象外です。 打合せや準備に係る日当、会場借上費用などが支出対象です。</p>
<p>59 県、市町村が特に認める活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が策定した地域活動指針において、多様な実態を踏まえて追加した取組についての活動 	<p>（事前に市町村担当者に相談する。 具体的な活動内容を、活動計画書に記載する。）</p>
<p>60 広報活動・農的関係人口の拡大 必須※</p> <ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金の活動への多様な主体の参画の促進、地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大を目的とした、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動 <p>※農業地域類型区分の「中間農業地域」又は「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては、必須ではありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇パンフレットや機関誌等の作成・頒布 ◇植栽箇所等での看板の設置 ◇インターネットのホームページの開設・更新等 <p>注意!! 類似活動との違い 「51 啓発・普及活動」は、地域住民等の『地域内へ向けた情報発信』 「60 広報活動・農的関係人口の拡大」は、『地域外へ向けた情報発信』</p>

5 活動計画書の変更 (変更認定申請と届出の違い)

- ◆ 活動組織は、活動計画書の内容に基づいて活動を行う
- ◆ 活動期間中に、活動計画書の内容を変更する場合は、変更の手続きを行う

【活動の手引き p8】 ◇主な事例

	変更認定申請	変更の届出	
概要	交付金の金額変更に関わる等の 重要な変更 の場合に市町村長へ提出し、承認を受ける	左記以外の 軽微な変更 の場合に市町村長へ提出	
変更内容	保全管理する対象農用地面積の変更 ◇対象農用地の追加 ◇転用等による対象農用地の減少	◇対象農用地ではない認定農用地の追加	
	保全管理する対象施設の変更 ◇保全管理施設（水路、農道、ため池、パイプライン、鳥獣害防護柵）の追加又は廃止	◇計画書に位置づけた遊休農地の一部解消	
	活動の追加、中止又は廃止 ◇加算単価の変更を伴う、資源向上（共同）「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目変更※1 ◇資源向上（長寿命化）の活動項目の追加※2 ◇長寿命化整備計画の追加 ◇新たに資源向上（共同）や資源向上（長寿命化）の取組を追加	左記以外の変更 ※1 資源向上（共同）「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目変更で、加算単価に変更がない場合は、届出 ※2 資源向上（長寿命化）の対象施設の数量・位置の変更のみの場合は、届出	
	活動期間の変更	◇組織の合併等による活動期間の延長	◇規約の改正
	活動組織の変更	◇組織の名称変更	◇役員・構成員の変更
提出時期	変更が生じたとき（随時） 注意!! 交付金の増額が伴う変更の場合、7月頃までに申請すると、当年度から増額になる可能性がある	変更があった年度の実施状況報告時、又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日	
提出書類	○ 変更認定申請書 ○ 上記変更に係る書類（事業計画書及び活動計画書など）	○ 上記変更に係る書類（活動計画書、規約、構成員一覧など）	

6 活動の外部発注

- ◆ 本事業の各活動は、**活動組織による共同活動として実施**することが基本
- ◆ 地域事情等により、共同活動での実施が困難なものは外部発注し、その費用を支払うことが可能
 - ↳ 該当活動が、規模や技術面から見て活動組織が実施可能な範囲を超えていると判断される場合等
- ◆ 農地維持支払交付金の作業も外部発注が可能

外注費に係る基本事項

- (1) 本事業は、地域による共同活動への支援が基本
- (2) 外部発注する場合は、複数（3者以上）から見積書を徴取するなど※1、発注の適正化に努める
- (3) 発注の適正化の観点から、全ての外部発注に関し、実施前の総会等で次のa、bの事項を説明し、地域の合意を図った上で発注する
また、実施後の総会で次のa～dの事項を報告し、外注費の適正化に努める
 - a. **外部発注が必要な理由**※2
 - b. 実施内容
 - c. 外注先
 - d. 金額 等

※1 外部発注時の見積徴取等の手続きや整理すべき書類については、各市町村の規定に則る

※2 対外的に説明できる理由（技術力、安全性等に基づく理由等）とその根拠を、資料として整理・保存しておく

「点検」と「機能診断」の違い

No. _____

「点検」と「機能診断」

- ・点検は、農用地や施設の機能低下を招かないために行う
- ・機能診断は、施設の管理・補修計画を策定するために行う
- ・点検と機能診断、それぞれの目的を踏まえつつ、一緒に行うなど効率的に実施する

点検

遊休農地の発生状況、泥の堆積状況、ゴミの投棄状況、路面の凸凹の状況などを確認する

機能診断

施設の破損・老朽化の度合いを把握・記録し、補修・更新等の必要性とそれらの優先順位を確認する

点検・機能診断 ー 記録表(開水路)

日報番号 ()

実施年月日	時間	活動組織名	
年 月 日 ()	時 分 ~ 時 分	調査者氏名	

確認エリア(集落等)

★開水路所の写真撮影及び四面や位置図等へ具体的な場所を記入し、整理・保管してください。

区分	項目	判定記録 (異常)			備考 (詳細)
		なし	一部あり	あり	
点検	土砂・泥・ゴミ等の堆積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	その他(漏水等の支障)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

区分	施設・箇所	判定項目	判定記録 (異常)			備考 (詳細)	
			なし	一部あり	あり		
機能診断	コンクリート水路	全般	沈下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		目地	劣化・破損・ズレ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		表面外観	劣化・ひび割れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		側壁	破損・はらみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		裏込ステップ	浸食・吸出し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		法面	侵食・漏水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		付着物	藻、草付着	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		掃手すり	破損・サビ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		蓋類	破損・劣化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	土水路	全般	侵食・崩壊	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ゲート類	全般	サビ・腐食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		ハンドル	操作具合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
水密ゴム		漏水・劣化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
その他			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

メモ(特に気づいたこと)

※1 このシートは、標準的な項目を想定しているため、各組織の活動内容に合わせて使用すること。(この様式の使用を義務付けるものではない)
 ※2 詳細な機能診断等については、「共同活動の手引き」を参照すること。